

大型スペクトログラフ利用規定

内規

(趣旨)

1. 大型スペクトログラフの利用についてはこの規定(内規)の定めるところによる。

(室の運営)

2. 光学解析室は、大型スペクトログラフ共同利用実験の受け入れを行い、室の管理・運営は、大型スペクトログラフ担当(生物機能解析センター内委員会・担当)で行う。

(利用の資格)

3. 大型スペクトログラフ共同利用実験の申請が採択された場合、利用が可能となる。

(室の構成)

4. 大型スペクトログラフ照射室および照射準備室で室を構成する。

(利用の申請および採択審査)

5. 大型スペクトログラフを利用しようとする者は、大型スペクトログラフ共同利用実験申請を行い、採択審査を受ける。

(大型スペクトログラフの利用)

6. 大型スペクトログラフの利用は次の各号に基づいて行う。

- i) 利用に際して、大型スペクトログラフ担当スタッフの諸注意に従い、安全に実験を行うように努める。

- ii) 装置の運転については、大型スペクトログラフ担当スタッフが行う。

- iii) スペクトログラフ利用方法の詳細については「スペクトログラフ利用ガイドブック」で定める。

- iv) 共同利用実験者は、大型スペクトログラフ担当スタッフの行う安全講習を受けなければならない。

- v) 依頼・受託実験は行わない。

(照射実験に伴う費用)

7. 照射実験の光源装置本体の運転に伴う費用は、基本的に研究所の経費でまかなう。消耗品等の利用者の負担については相談の上、決定する。旅費は、予算の範囲内において自然科学研究機構役員旅費支給規定により支給する。なお、共同利用研究者の移動又は指導教員の指示の下に来所する大学院生及び学部学生の旅費の支払いも可能である。

(修理の負担)

8. 利用者の過失による機器の故障および破損に伴う修理等の費用は、原則として利用者負担とする。

(利用時間)

9. 利用時間は原則として 平日 8:30~17:15 とする。照射時間は 平日 9:00

0～17：15とする。利用時間外の光学解析室スタッフによるサポートはできない。
時間外の利用の範囲については、別途定める。

(研究報告)

10. 共同利用研究終了後30日以内に、共同利用研究実施報告書を自然科学研究機構岡崎統合事務センター 国際研究協力課 共同利用係 (r7133@orion.ac.jp) に提出する。また、利用者が研究成果を発表するときには、本研究所共同利用研究により当施設を利用した旨を下記のように明示し、論文の場合には当該論文の複写等を光学解析室宛に提出する。

和文の場合： 基礎生物学研究所大型スペクトログラフ共同利用実験 (〇〇-〇〇〇*)

英文の場合： This study was carried out under the NIBB Cooperative Research Program for the Okazaki Large Spectrograph (〇〇-〇〇〇*)

*採択通知により連絡される課題番号を記入すること。

以上の規定(内規)については、予告なく変更されることがある。